

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:平成29年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	障がい者スポーツ振興グループ

1 施設名等

施設名	長野県障がい者福祉センター(サンアップル)	住所	長野県長野市大字下駒沢586
		電話	026-295-3111
		ホームページ	http://www.avis.ne.jp/~sunapple/

2 施設の概要

設置年月	平成10年4月	根拠条例等	長野県障がい者福祉センター条例
設置目的	障がい者福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。		
施設内容	<スポーツ施設> 屋内温水プール、体育館、トレーニングルーム、卓球室、テニスコート、アーチェリー場、陸上競技場 <文化施設> ホール、会議室(4室)、展示ホール、宿泊室(6室)		
利用料金	<障がい者等が利用する場合> 宿泊施設(1,000円/泊) <障がい者等以外が利用する場合>(障がい者は無料) プール(無料～500円)、体育館(50～150円、半面利用1,000～4,750円、全部利用2,000～9,500円)、トレーニング室(50～150円) 卓球室(400円/2h)、テニスコート(1,500円/2h)、アーチェリー場(50～150円、専用300円/2h)、陸上競技場(50～150円、専用800～2,200円) ホール(3,100～19,900円)、会議室(700～5,800円)		
開所日	休館日 毎週月曜日、休日の翌日、毎月第2火曜日、年末年始等		
開所時間	9:00～21:00(火～土曜日)、9:00～17:00(日曜日、休日)		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成18年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成26年度～	指定管理	障がい者スポーツ振興グループ

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	障がい者スポーツ振興グループ	指定期間	平成26年4月1日～31年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

平成29年度(A)	平成28年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
267,365千円	267,291千円	74千円	
増減理由		指定管理費の増による	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> センターの施設及び備品の維持管理に関する業務 身体障がい者に対する機能訓練並びに身体障がい者の教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務 障がい者福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの センター利用の許可に関する業務、センター利用に係る料金に関する業務 上記に掲げる業務に附帯する業務
--

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度(A)	10,497	10,788	12,355	15,002	11,262	12,468	11,808	10,616	9,638	9,442	9,701	11,193	134,770
平成28年度(B)	10,472	10,401	11,861	15,513	11,132	13,343	11,661	10,330	9,707	8,378	9,896	12,231	134,925
(A)/(B)	100.2	103.7	104.2	96.7	101.2	93.4	101.3	102.8	99.3	112.7	98.0	91.5	99.9
増減要因等	前年度と同程度の利用者を確保できた。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度(A)	596	504	574	740	649	503	567	494	393	479	402	516	6,417
平成28年度(B)	563	465	553	776	716	516	567	475	430	391	437	536	6,425
(A)/(B)	105.9	108.4	103.8	95.4	90.6	97.5	100.0	104.0	91.4	122.5	92.0	96.3	99.9
増減要因等	前年度と同程度の収入を確保できた。												

(様式2)

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
平成29年度(A) 286日	平成29年度(A):9:00~21:00	無	
平成28年度(B) 286日	平成28年度(B):9:00~21:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

運動支援のプログラム冊子「サンスポーツスポレクプログラム集」を制作し、ホームページ上で無料頒布するとともに、出張スポーツ教室等で実践することにより活用いただけるように努めた。また、現場からのご意見を参考に改良を図り、より使いやすいものとした。

(6) その他実施した取組内容

開設20周年の記念式典として、納涼祭(7月22日)のオープニングにおいて、くす玉割りやボランティアの永年表彰を行った。また、20年間の歩みを振り返る記念写真のスライド上映や展示コーナーにおいて、これまで発行した広報誌「まるかじりサンアップル」(95刊:20年間分)の展示を行った。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

プール営業時間の見直し(年間を通して17~18時の休憩時間をなくして欲しい)、プール休憩時間の見直し(50分毎に10分間の休憩時間を設けているが、健常者からは5分への短縮又は、廃止の要望が多い)、トレーニング室のマシンの増設、各種設備・備品類の不具合の改善・改修、年間利用券の販売等の意見・要望がある。
対応可能なもの、直ちに対応が困難なもの、全ての声に関して、その対応状況を館内に掲示している。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書・仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目的に沿った効率的・効果的な管理運営を実施した。	協定書、仕様書及び年度計画に基づき適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	長野県障がい者福祉センター条例及び同管理規則等の主旨に沿った利用上の内規を定め、障がい者等の利用を妨げない範囲内において、障がい者等以外の者を含む全ての利用者が、公平・平等に利用いただけるよう努めている。	施設の目的上、障がい者やその介助者が優先利用できるよう配慮しつつ、障がい者の利用を妨げない範囲で健常者が利用できるよう配慮している。また、広く県民に利用してもらえるよう施設の利用方法についてルールを設け配慮している。	B
利用者サービス向上の取組	利用者のサービス向上を図るため、年間を通して満足度調査を実施し、利用者の改善・要望事項等を把握し、より一層のサービス向上に努めると共に、外部の審査員(有識者・利用者等)を入れたサービス評価委員会を設置し、サービスに関する評価を受け、その結果を県に報告している。	満足度調査を実施し、利用者の改善・要望事項を把握する等、利用者サービスの向上につなげている。	B
自主事業	センターでは健康増進事業として「第1回いきいき運動フェスティバル」を開催した。また各サンスポーツ(駒ヶ根・まつもと・佐久)では、関係市町村をはじめ地域の団体との連携を深め、障がい者のニーズの把握や新たな事業展開(岡谷市において「夏季短期水泳教室」の開催)に努めた。 また、上松町において「第1回木曾地域ボードレスアート展」を開催し、障がい者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進に努めた。	「夏季短期水泳教室」や「木曾圏域ボードレスアート展」を新たに開催するなど、地域の関係機関との連携を深めながら、スポーツや文化芸術に親しむための取組みを行い、障がい者の社会参加を促進している。	B
職員・管理体制	・仕様書及び事業計画に基づく職員配置に努めた。 ・利用者の安全確保のため、施設・設備の適正な法定点検を実施すると共に、防災訓練(年2回)及び水難訓練(毎月)を行った。	・事業計画書に沿った職員配置ができています。 ・防災訓練等実施し、障がい者が安全に利用できるよう取り組んでいる。	B
収支状況	収入額 280,915千円 支出額 277,746千円(うち人件費140,516千円) 収支差額は3,169千円	適正な収支状況である。	B
総合評価	スポーツ・文化活動・各種研修等を通して障がいのある方の健康増進と社会参加の促進を図ると共に、障がいのある方もない方も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げるといったサンアップル設置目的に沿った事業を展開していると考えている。	概ね仕様書に沿った適切な事業運営が行われている。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び設備の修繕は、計画的に実施しているが、経年劣化に伴う大規模修繕の必要な箇所が増加している。 ・近隣において同種のスポーツ施設の整備が進む中、より一層、当施設の特色を高め、利用者数の確保を図る必要がある。 ・県内全域の障がい者等が、等しく当施設のサービスが受けられる工夫を、今後も進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、利用者の改善・要望事項を把握し、利用者サービスの向上に努める必要がある。 ・スポーツ・文化活動の実施に当たっては、利用者の要望にきめ細かく対応し、より一層利用者数の確保を図る必要がある。 ・遠隔地在住の方に対するサービスを強化していく必要がある。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成27年12月15日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
利用者動向への対応や施設運営上の課題解決を図る対策の検討が必要である。	スポーツ・文化活動を通して交流型のセンターの特徴を生かした、県内全域を視野に入れた事業の展開を進めている。また様々な機会を通して利用者・参加者にアンケート等を依頼し、多様なニーズを把握しながら、ニーズに応じた運営・事業のあり方を日々考え実行に移している。	センターとして障がい者のスポーツ、文化活動の普及のために何が期待されているか把握し、それに応えられる施設となる必要がある。
スポーツ大会主催者から、より早く利用の可否がわかるよう利用抽選時期を前倒してほしいとの意見があるので検討されたい。	障がい者団体等による大規模なスポーツ大会の開催に係る利用予約のほか、文化施設においも、大規模な催し物の開催に関しては、予約期間前の利用申し込みを受け、利用の利便性を高めている。	大会主催者と細目に連絡し、可能な限り希望に沿うよう調整する必要がある。
1 民間の接遇技術を学ぶことで利用者目線に立ったサービスにより、障がい者や家族が安心して過ごせる場を提供してほしい。 2 障がいのある人もない人も一緒に交流し触れ合える機会をつくり、利用する全ての人が集まりやすい楽しい施設づくりを目指してほしい。	1 接遇向上を図るため、外部接遇専門の講師を招き、接遇の心がけや技術を学んだ。 2 交流型事業においては日数だけでなく、種目を増やすことで、選択肢を増やし多くの方々に参加いただけるように努めた。	1 接遇研修を充実し、来館者が気持ちよく利用してもらえるサービス提供に努める必要がある。 2 障がいのあるなしに関わらず誰もが気軽に参加できる施設となるよう、利用者同士が交流する事業を検討する必要がある。
1 2020年東京パラリンピックに向けて、多くの県内選手の出場につながる取組を期待する。 2 スポーツや文化活動を行う障がい者の増加を図るため、市町村と連携した取組を一層充実していく必要がある。	本年2月に開催された冬季平昌パラリンピックに際しては、競技種目の解説及び県関係の選手紹介を館内に掲示すると共に、パラリンピック放映のテレビ番組表を配布し、観戦を促すと共に、来る2020年東京パラリンピックの機運を高めることに努めた。	1 各種教室開催を通じ、有望な選手を競技団体等につなげていく必要がある。 2 市町村と連携し、地域の人材を活用することでスポーツや文化活動を支援していく必要がある。
1 職員の質の更なる向上に努めてほしい。 2 地域へのアウトリーチの回数を増やすほか、他の組織や個人と連携しながら取り組んでほしい。	県内外の研修会への参加、スポーツ・文化関係団体(福祉、教育、医療)と連携して事業を実施することで、相互の知識・技術を深めていきたい。	1 研修等を通じて職員の更なる質の向上に努めていく必要がある。 2 市町村や競技団体、障がい者スポーツ指導員等と連携し、障がい者のスポーツや文化活動を支援していく必要がある。
施設整備は、その必要性を検討の上、施設の事業目的に沿う部分に投資すべきである。	利用者の安全管理に関わる施設部位から、県と協議のうえ実施していきたい。	修繕計画に沿って緊急性や必要性等を勘案し対応していく。
1 常に変化する障がい者福祉の環境の中で先導的な事業に積極的に取り組んでほしい。 2 障がい者差別の解消につなげる新たな発信方法を検討してほしい。	他団体への講師派遣時に、障がいのある方が社会参加する際のハード・ソフト両面の環境整備や様々な障がいに関する理解を発信していく。	1 サポート事業と同様に、文化芸術活動も地域の支援者や施設等と協働した取組を検討する必要がある。 2 障がいの有無にかかわらず誰もが交流できる施設として広く県民に発信し、障がいの理解促進等に貢献していく。
地域で生活する障がい者のスポーツや文化活動の充実を図るため、長期的なビジョンに基づき管理運営にあたるべきである。	地域の中で支える人材の発掘、育成を通して、スポーツ・文化活動を継続的に取り組めるように環境づくりを進めている。	県内の障がい者がスポーツや文化活動に親しむことができるよう長期的な目標を定め事業を展開していく。